

令和 7 年 8 月から使える

新しい 資格確認書 または 資格情報のお知らせ をお送りします

令和 7 年 8 月からはマイナ保険証をお持ちでない方は同封している「資格確認書」をお使いください。

なお、マイナ保険証をお持ちの方には「資格情報のお知らせ」を同封しています。引き続きマイナ保険証をお使いください。

(マイナ保険証をお持ちかお持ちでないかは、令和 7 年 5 月末時点でのものになります。)

社会保険など他の健康保険に加入した方は国民健康保険の脱退の手続きをしてください。

次に該当する方は有効期限に注意してください

新しい資格確認書または資格情報のお知らせの有効期限は

令和 8 年 7 月 31 日までですが、次の方は有効期限が異なりますので確認をお願いします。

対象者	有効期限
昭和 30 年 8 月 2 日～ 昭和 31 年 7 月 31 日 までに生まれた方	70 歳の誕生月の 月末まで
昭和 25 年 8 月 2 日～ 昭和 26 年 7 月 31 日 までに生まれた方	75 歳の誕生日の 前日まで

マイナンバーカードについてよくある質問

Q. マイナンバーカードには大事な情報が入っていますか？持ち歩くのが心配です。

A. マイナンバーカードにはプライバシー性の高い情報は入っていません。マイナンバーカードがあれば、急病のときなど様々な場面で役立つため、ぜひ、普段から持ち歩いてください。

Q. 暗証番号を忘れてしまわないか不安です、どうしたらよいですか？

A. 暗証番号を忘れてしまっても顔認証で受付することができます。

顔認証付きカードリーダーを操作できない場合でも、ご本人のお顔とマイナンバーカードのお写真を医療機関等の職員が目視で確認することも可能です。